

役員の欠格事由

- 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他（法令で定める）特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を越えてはならない。監事についても同様とする。
- 他の同一の団体の理事又は使用人である者 その他 これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を越えてはならない。監事についても同様とする。
- 監事は、この法人の理事又は 使用人を兼ねることができない
- 認定法、一般法人法 若しくは 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律上の一定の罪を犯し、又は国税・地方税に関し罰金の刑に処せられ、その刑の執行が終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者は 役員等となることはできない。